

福岡市は40,50歳代の正社員雇用を応援しています!

奨励金交付制度あり

採用1人につき45万円の雇用奨励金

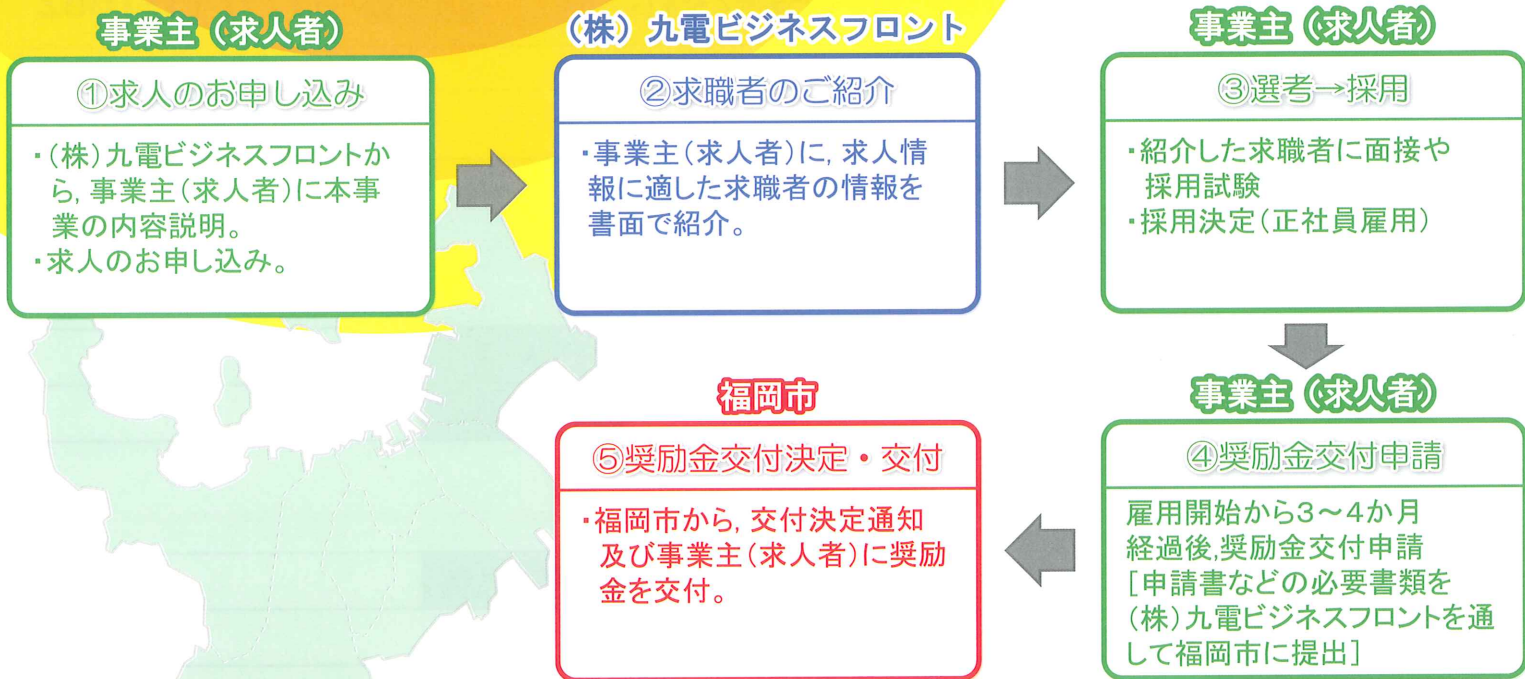


交付には諸条件がございます
詳しくは裏面をご覧ください

福岡市の中高年雇用促進奨励金は、福岡市在住の40、50歳代の中高年求職者を正社員として雇用する事業主に雇用奨励金を交付するものです。福岡市では、市内7か所に設置した「就労相談窓口」において、その利用者（求職者）に就職支援を行うとともに、福岡都市圏の事業主から受けつけた求人を求職者に紹介し、事業主と求職者との雇用関係の成立が円滑に行われるように支援しています。この奨励金制度の活用をお考えの事業主の方は、ぜひ電話またはファックス等で下記までご連絡ください。

求人開拓員が求人票を受理する際等に制度概要を説明いたします。

■ 求人～採用決定～奨励金交付までの流れ



求人のお申し込みやお問い合わせは

〈受託会社〉 株式会社九電ビジネスフロント
キャリア支援事業部

〒810-0001 福岡市中央区天神2-12-1天神ビル4階

Q B FRONT
www.qbfront.co.jp

TEL 092-733-0717

〈受付 9:00-17:00 土日祝除く〉

FAX 092-711-1682

URL <http://fukuokashi-ckn.jp/>

平成27年度 福岡市中高年雇用促進事業奨励金交付制度のお知らせ

| | |
|-------------------|--|
| ●対象事業主 | 福岡都市圏に事業所又は事務所を有し、福岡市の市税に滞納がなく1年以上事業を継続している事業主 |
| ●奨励金交付の対象となる雇用の要件 | 福岡市就労相談窓口において職業紹介を受けた福岡市内在住の中高年求職者（雇用開始日の属する年度の3月31日において40歳以上60歳未満）を正社員として雇用する場合 |
| ●奨励金の額 | 雇用奨励金/1名につき45万円 |
| ●必要となる書類 | ①中高年雇用促進奨励金交付申請書 ②雇用契約書または労働条件通知書の写し ③正社員雇用開始から3か月分の賃金を確認できる書面 ④福岡市の市税に滞納がないことの証明 ⑤就業規則（管轄の労働基準監督署長に届け出ていること）の写し ⑥登記事項証明書の写し ⑦法人税申告書の写し ⑧暴力団関係者でないこと等に関する表明・確約書 ⑨役員名簿及び法律上の役員の名前が確認できる書類 |
| ●対象事業主の報告義務 | 対象労働者が雇用開始日から1年未満で退職する場合は、対象事業主は福岡市へ離職事由報告書を提出する必要があります。 |

※奨励金交付の詳細は「福岡市中高年雇用促進事業実施要綱」をご確認ください。なお、同要綱に定める交付要件を満たしていない場合には奨励金は交付されません。また、交付要件を満たしていなかったことが後日判明した場合には、福岡市が交付決定を取り消し、奨励金の返還を求めることがあります。

お問い合わせ FAX 票

※ご記入の上、FAX でご送信ください。

FAX

092-711-1682

| | | | | |
|----------|--|------------|-------|----------|
| 会社情報 | 会社名 | (フリガナ) | | |
| | 住所 | 〒 () | | |
| | TEL | () | FAX | () |
| | 社員数 | | 業種 | |
| | 事業内容 | | | |
| 求人ご担当者様 | 氏名 | | 部署/役職 | |
| | E-mail | | | |
| お問い合わせ内容 | いずれかにチェックをつけてください。 | | | |
| | <input type="checkbox"/> 詳しく内容を聞きたい <input type="checkbox"/> 求人を申し込みたい <input type="checkbox"/> その他の問い合わせ（以下余白に内容をご記入ください。） | | | |